

三世帯同居・近居等のための支援事業一覧

◎三世帯同居・近居のための住宅支援

区分	支援事業名	概要	事業内容の詳細・お問い合わせ先
国	地域型住宅グリーン化事業	・省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の整備に1戸あたり110万円又は140万円を限度に補助 ・三世帯同居への対応（※）を併せて行う場合、1戸あたり30万円を限度に加算 ※補助金は施工業者を通じて支払われます	地域型住宅グリーン化事業評価事務局 ホームページ http://chiiki-grn.jp/
	長期優良住宅化リフォーム推進事業	・既存住宅の長寿命化に資するリフォーム工事に1戸あたり100万円又は200万円を限度に補助 ・三世帯同居への対応（※）を併せて行う場合、1戸あたり50万円を限度に加算 ※補助金は施工業者を通じて支払われます 登録事業者は右記のアドレスから閲覧できます	長期優良住宅化リフォーム推進事業 評価室事務局 https://www.kenken.go.jp/chouki_r/
	三世帯同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置（所得税）	①リフォーム投資型減税 工事費の10%を所得税額から控除（対象工事限度額250万円、最大控除額25万円） ②リフォームローン型減税 ローン残高の2%を所得税額から控除（対象工事限度額250万円、5年間で最大控除額25万円）	国土交通省 同居対応改修に関する特例措置 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000028.html
	グリーン住宅ポイント制度	・一定の省エネ性能等を有する住宅の新築やリフォームを行う場合、または一定の要件等を満たす既存住宅の購入を行う場合、商品や一定の追加工事と交換可能なポイントを付与（新築 最大40万円相当、リフォームは最大30万円相当） ・三世帯同居仕様（※）である住宅は特例ポイントを付与（新築 最大100万円相当） ・申請期限：遅くとも令和3年10月31日（予算執行状況により早まる場合有り）	グリーン住宅ポイント事務局 0570-550-744 https://greenpt.mlit.bo.jp/
市町村	高知市 三世帯同居等Uターン支援事業	・子育て世帯が県外からUターンで転入し、三世帯同居・近居をする場合、転入費用（引越）や定住費用（仲介手数料または不動産登録免許税）を15万円を上限に助成	高知市役所 地域活性推進課 移住・定住促進室 088(823)8813 https://www.city.kochi.jp/soshiki/117/sansedai.html
	安芸市 三世帯同居等移住支援事業	・子育て世帯が市外から転入し、三世帯同居・近居する場合 ①引越や賃貸借の仲介手数料の費用を20万円を上限に助成 ②住居の購入費や改修費を24万円を上限に助成	安芸市役所 企画調整課 企画係 0887(35)1012 https://www.city.aki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=3617
	香美市 子育て世帯住宅リフォーム支援事業	・子育て世帯が住宅をリフォームする場合、三世帯同居に該当すれば、住居の改修費の20%を40万円上限に助成	香美市役所 企画財政課 企画調整班 0887(53)3114 https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/4/kosodaterefomu.html
	四万十町 家族支え合い居住支援事業	・親世帯と子世帯が新たに町内で同居するための住宅を新築、購入、増改築する場合に100万円を上限に助成	四万十町役場 建設課 0880(22)3120 https://www.town.shimanto.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=3911

※三世帯同居への対応・三世帯同居仕様とは、キッチン・浴槽・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上を複数箇所設置すること。

◎子育て世帯への住宅支援

区分	支援事業名	概要	事業内容の詳細・お問い合わせ先	
国	グリーン住宅ポイント制度	<ul style="list-style-type: none"> 一定の省エネ性能等を有する住宅の新築やリフォームを行う場合、または一定の要件等を満たす既存住宅の購入を行う場合、商品や一定の追加工事と交換可能なポイントを付与 (新築 最大40万円相当、リフォームは最大30万円相当) 多子世帯(※1)が取得する場合は特例ポイントを付与 (新築 最大100万円相当) 子育て世帯(※2)がリフォームを行う場合はポイントを引上げ (最大 45万円相当) 申請期限: 遅くとも令和3年10月31日 (予算執行状況により早まる場合有り) 	<p>グリーン住宅ポイント事務局 0570-550-744</p> <p>https://greenpt.mlit.go.jp/</p>	
県	こうちの木の住まいづくり助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 高知県内産乾燥木材を使用して、住宅を新築、増築やリフォームする場合、木材の使用量に応じて80万円を上限に助成 児童手当を受ける児童が2人以上いる場合は、内装木質化の使用面積1平米あたり2千円を加算(補助上限80万円の範囲内) 	<p>高知県林業振興・環境部 木材産業振興課 利用促進担当 088-821-4592</p> <p>https://www.pref.kochi.lg.jp/sos-hiki/030501/kinosumai-goannai.html</p>	
市町村	香美市	子育て世帯新築住宅取得支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住宅を取得する夫婦のどちらかが40歳以下で中学生以下の子どもを養育する世帯を対象に、住宅取得費に対して20万円を助成 ※令和2年度は受付終了 	<p>香美市役所 企画財政課 企画調整班 0887(53)3114</p> <p>https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/4/kosodatesyutoku.html</p>
	香美市	木材住宅支援事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 香美市内に市産材を使って木材住宅を新築又は増改築する場合(移住者を含む)に、最高で200万円を助成 (こうちの木の住まいづくり助成事業との併用が条件) 	<p>香美市役所 農林課 林政班 0887(52)9283</p> <p>https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/31-1/k-mokusien.html</p>
	馬路村	定住促進及び活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 中学生以下の子どもを養育している者対象 延床面積65平米以上の住宅を新築する場合に、上限1,000万円の事業に対して20%を助成 	<p>馬路村役場 地域振興課 0887(44)2277 5月~(44)2114</p> <p>http://www.vill.umaji.kochi.jp/pdf/sousei/R2.4補助制度の.pdf</p>
	中土佐町	新婚及び子育て世帯等住宅取得補助金	<ul style="list-style-type: none"> 町内に住宅を取得する夫婦のどちらかが40歳以下で中学生以下の子どもを養育する世帯を対象に、住宅取得費に対して150万円を助成 ※令和2年度は受付終了 	<p>中土佐町役場企画課 0889(52)2365</p> <p>https://www.town.nakatosa.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=778</p>
中土佐町	移住者及び子育て世帯等住宅改修費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦のどちらかが40歳以下で中学生以下の子どもを養育する子育て世帯が、空き家を改修する場合に上限185万7千円を助成 	<p>https://www.town.nakatosa.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=674</p>	

◎新婚世帯への住宅等支援

区分	支援事業名	概要	事業内容の詳細・お問い合わせ先
室戸市	結婚新生活支援事業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・ 婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・ 対象となる住居が室戸市内にあること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p>	<p>室戸市役所 まちづくり推進課 まちづくり推進班 0887(22)5147</p>
安芸市	結婚新生活支援事業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・ 婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・ 対象となる住居が安芸市内にあること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p> <p>【三世帯同居・近居加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の補助対象世帯のうち、親世帯と同居・近居を行う場合に加算 <p>1世帯当たり上限15万円</p>	<p>安芸市役所 企画調整課 0887(35)1012</p>
南国市	結婚新生活支援事業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・ 婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・ 対象となる住居が南国市内にあること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p>	<p>南国市役所 子育て支援課 088(880)6562</p>
宿毛市	結婚新生活支援事業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・ 婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・ 対象となる住居が宿毛市内にあること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p>	<p>宿毛市役所 企画課 0880(63)1118</p>
土佐清水市	結婚新生活支援事業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・ 婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・ 対象となる住居が土佐清水市内にあること ・ 土佐清水市に5年以上定住する意思があること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p>	<p>土佐清水市役所 企画財政課 0880(82)1217</p>

香南市	結婚新生活支援事業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・対象となる住居が香南市内にあること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p> <p>【三世帯同居・近居加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の補助対象世帯のうち、親世帯と同居・近居を行う場合に加算 <p>1世帯当たり上限15万円</p>	<p>香南市役所 地域支援課 0887(57)8503</p>
香美市		<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・対象となる住居が香美市内にあること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p> <p>【三世帯同居・近居加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の補助対象世帯のうち、親世帯と同居・近居を行う場合に加算 <p>1世帯当たり上限15万円</p>	<p>香美市役所 定住推進課 0887(53)1061</p>
奈半利町		<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・対象となる住居が奈半利町内にあること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p> <p>【三世帯同居・近居加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の補助対象世帯のうち、親世帯と同居・近居を行う場合に加算 <p>1世帯当たり上限15万円</p>	<p>奈半利町役場 住民福祉課 0887(38)8181</p>
本山町		<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・対象となる住居が本山町内にあること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p>	<p>本山町役場 政策企画課 0887(76)3915</p>
いの町		<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・対象となる住居がいの町内にあること ・いの町に5年以上定住する意思があること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p> <p>【三世帯同居・近居加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の補助対象世帯のうち、親世帯と同居・近居を行う場合に加算 <p>1世帯当たり上限15万円</p>	<p>いの町役場 総合政策課 088(893)5855</p>

佐川町	結婚新生活支援事業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月1日から令和4年2月28日までに婚姻した夫婦 ・ 婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・ 対象となる住居が佐川町内にあること ・ 佐川町に5年以上継続して居住する意思があること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年2月28日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p>	<p>佐川町役場 健康福祉課 0889(22)7705</p>
越知町		<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月1日から令和4年2月28日までに婚姻した夫婦 ・ 婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・ 対象となる住居が越知町内にあること ・ 越知町に5年以上継続して居住する意思があること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年2月28日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p>	<p>越知町役場 企画課 0889(26)1164</p>
日高村		<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月1日から令和4年2月26日までに婚姻した夫婦 ・ 婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・ 対象となる住居が日高村内にあること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年2月26日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p> <p>【三世帯同居・近居加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の補助対象世帯のうち、親世帯と同居・近居を行う場合に加算 <p>1世帯当たり上限15万円</p>	<p>日高村役場 企画課 0889(24)5126</p>
津野町		<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・ 婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・ 対象となる住居が津野町内にあること ・ 津野町に5年以上定住する意思があることなど <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p>	<p>津野町役場 町民課 0889(55)2314</p>
大月町		<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦 ・ 婚姻日における満年齢が夫婦共に39歳以下、夫婦の所得の合計が400万円未満 ・ 対象となる住居が大月町内にあること ・ 大月町に5年以上定住する意思があること など <p>【補助対象経費】</p> <p>令和3年1月1日から令和4年3月31日までに要した住居費（住宅の取得、賃借料等）及び引越費用</p> <p>1世帯当たり上限30万円</p>	<p>大月町役場 町民福祉課 0880(73)1113</p>

※近居・・・同一小学校区又は直線距離概ね5 km以内